

国有林野の管理経営に関する基本計画」の検討について

1 管理経営基本計画の概要

国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という)は、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。

森林管理局長は、この計画に即して、流域ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定。

2 改訂の必要性

現行の管理経営基本計画は、平成20年度までを計画期間として、平成10年12月に策定。

このため、5年を経過した平成15年には、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの10年間の計画期間とするものに改訂する必要。

3 今後のスケジュール(案)

平成15年9月	林政審議会の開催(改訂方向)
10月	林政審議会の開催(改訂案)
11月	改訂案の公告・縦覧[30日間]
12月	意見の集約
	改訂案の修正
	林政審議会の開催(諮問・答申)
	改訂計画の決定・公表